

次期本庄市総合振興計画 前期基本計画

健康福祉分野 素案

第1章 子どもからお年寄りまで健やかで安心して暮らせるまち(健康福祉分野)				だれもが安心して健やかにいきいき活躍できるまち(健康福祉分野)									
市民アンケート		満足度		5 / 36位		重要度		7 / 36位					
現行計画内容				変更の有無		次期計画素案							
施策大項目名		1. 子ども・子育て支援		変更なし		1. 子ども・子育て支援							
現況と課題				現況と課題		文字数 664							
<p>全国的に晩婚化・未婚化が進み、また合計特殊出生率※も低下し、少子化が進行しています。平成22年3月に、少子化対策の計画である「本庄市次世代育成支援行動計画 後期計画（平成22年度から平成26年度）」を策定した際に行った調査結果では、本市も全国と同様の傾向が出ています。</p> <p>本市では、同計画に沿って、地域における子育て支援サービスの充実、仕事と生活の調和の推進、子育て支援のネットワークの充実、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の支援体制の充実、障害児施策の充実などの施策を実現するため、各種事業を行ってきました。</p> <p>今般の後期基本計画策定に係る市民アンケート結果でも、子育て支援に関しては、仕事と子育ての両立支援を望んでいる割合が最も高く、次いで子育て家庭への経済的支援、子どもの健康支援、多様な保育サービスの提供を望んでいることから、様々な保育ニーズに対応する施策と併せ、経済的・精神的なサポート体制の整備が求められています。</p> <p>また、平成22年度と比較すると、平成23年度の市内の児童虐待相談の受付件数は約2.3倍になっています。今後は、関係機関との連携を強化するなど、子どもの健やかな成長を見守る施策を充実させ、要保護児童対策協議会において継続して協議されている相談件数の減少を図り、児童虐待の根絶を目指します。</p>				<p>・未婚化や晩婚化などにより急速に進展する少子化や、女性の社会進出による共働き家庭の増加や核家族化、地域コミュニティの希薄化による家庭や地域の子育て力の低下など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。子ども達を取り巻く環境は厳しく、また、子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくなく、多様化する子育てニーズに対応する子育て環境の整備が求められています。</p> <p>国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築し子育てしやすい社会づくりを推進するため、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートしました。この新制度は、①質の高い幼児期の教育・保育の総合的提供、②保育の量的拡大・確保、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指すものです。</p> <p>本市でもこの実現のため、子ども・子育て支援サービスのニーズに対する確保方策等をきめ細かく計画するとともに施策、事業の方向性を明確にしたうえで、子ども・子育てへの支援サービスと環境整備に取り組んでいます。</p> <p>こうしたことを背景として、子どもを取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、家庭と地域が支え合う、誰もが安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりを進めるため、地域における子育て支援サービスの充実、子育て世代包括支援センターの設置、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない子育て支援サービスの提供、仕事と子育ての両立支援、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の支援の充実など、総合的に子育て支援施策の充実・推進を図っていくことが重要です。</p>									
現状グラフ内容		子育ての現状		変更の有無		現状グラフ内容		子育ての現状					
現状グラフ		子育て支援センター利用者数		変更あり		子育て支援センター利用組数							
		児童虐待通報件数／継続ケース件数		変更あり		児童虐待相談新規受付件数／要保護児童対策地域協議会対象件数							
めざす姿		●子育てと仕事を両立できる支援体制が整っています。		変更なし		●子育てと仕事を両立できる支援体制が整っています。							
		●地域で安心して子育てができる子育て支援の体制が整っています。		変更あり		●妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援体制が整っています。							
		●子どもが健やかで元気にたくましく成長できる地域環境が整っています。		変更あり		●地域全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組んでいます。							
成果指標・市民満足度と目標値		成果指標 子育て支援センター利用人数（保育所等に入所していない就学前児童と保護者の利用数（年間））		目標値（平成29年）		35,000人		成果指標 子育て支援センター延べ利用組数（年間）		現状（平成28年）		23,911組（H27年度）	
				平成28年度時点		37,648人（H26年度）				目標値（平成34年）		25,300組	
		市民満足度 子育て支援の強化		目標値（平成29年）		32%		市民満足度 子ども・子育て支援		現状（平成28年）		29.9%	

施策中項目	名称	取り組み内容	変更の有無	名称	取り組み内容
	1 子育て支援サービスの充実	次代を担う子どもたちとすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスと相談体制の充実を図ります。	変更あり	1 子育て支援サービスの充実	・放課後児童健全育成事業、延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、子育て支援拠点事業等を実施します。 ・子育て世代包括支援センターを立ち上げ、切れ目のない支援体制を整えます。
	2 子育てに係る経済的負担の軽減	子どもに対する手当や医療費自己負担分の支給事業を推進し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	変更あり	2 子育てに係る経済的負担の軽減	・児童手当の支給や子ども医療費の支給を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。 ・子どもを3人以上養育している家庭の保育料の軽減を実施します。
	3 ひとり親家庭等の支援体制の充実	母子家庭等の自立に必要な職業能力の向上についての情報提供や相談、指導等の支援を充実します。また、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の助成や生活費、養育費、教育費等経済的困窮に関する支援も推進します。また、父子家庭に対する支援のあり方について検討します。	変更あり	3 ひとり親家庭等の支援体制の充実	・児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の支給及び母子家庭等自立支援給付金等の支給を実施し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援します。また、ひとり親家庭等の自立に必要な情報の提供、相談指導等の支援を行い、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を充実します。
	4 子育てと仕事の両立支援	就労などにより、家庭で保育することができない児童の保護者を対象に、ニーズを十分に踏まえ、利用しやすい保育サービスの充実を推進します。	変更あり	4 子育てと仕事の両立支援	・保育の実施を推進し、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。 ・低年齢児を保育する小規模な保育施設を利用する保護者に給付を行い、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。 ・認定こども園等を利用する保護者に給付を行い、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。
	5 子育て支援のネットワークの充実	地域における関係機関の連携を推進し、子育て支援機関、団体、サークル等のネットワークや情報交換の場を提供することにより、子育て家庭への充実した子育て情報の提供に努めます。	変更あり	5 子育て支援のネットワークの充実	・子育て支援団体等と情報交換しながら、支援体制を継続しています。また、支援団体の主催事業等に積極的に協働することにより、活動内容を把握し、より良い支援を行っています。
	6 児童虐待防止対策の充実	児童虐待の早期発見・対応のため、新生児・乳幼児・妊産婦訪問の活用を図るほか、児童相談所、民生委員・児童委員、保育所や教育機関、保健医療機関、警察等の関係機関とのネットワークの充実・強化を図るとともに、通告義務等の児童虐待防止に関する啓発に努めます。また、育児不安の軽減のため、親同士の情報交換や友達づくりができるような場の提供を図ります。	変更あり	6 児童虐待防止対策の充実	・要支援児童の適切な保護を図るため、関係機関と情報の交換・共有を行い、児童虐待の早期発見・対応を行っています。 ・出産や子育てに関するアドバイスをメールで配信するほか、予防接種スケジュール作成機能を利用いただくことにより、出産・子育てをするうえでの孤立感や負担感を緩和し、虐待防止を図ります。
	7 保育環境の整備	公立保育所、児童センター、学童保育室など児童福祉施設の適正配置を行うとともに、質の高い民間事業者を活用し、より良い子育て環境を整備していきます。また、障害のある子どもたち一人ひとりのニーズにあった保育所（園）への入所（園）や学童保育体制の整備に努めるとともに、職員の資質向上に取り組みます。	変更あり	7 保育環境の整備	・教育・保育施設の適正整備と安心して安全な保育環境の保育所等の施設整備をします。 ・放課後児童クラブの運営体制整備や施設改修、備品整備、障害児受け入れのための整備等に対して助成を行います。
協働による取り組み	取り組み内容		取り組み内容		
	核家族化の進行とともに、家庭内での育児能力が低下しています。そのために、育児不安を抱え、育児に支障をきたす親も増えています。こうした親を支援していく一環として、市民の子育て支援グループ、NPO、ボランティア団体等との協働により、相談事業や学習会（教室等）のあり方の検討や、子育て相談、講習会などを定期的で開催します。また、学校支援、地域防犯活動など地域のマンパワーを活用し、地域に密着した子育て支援体制を整えます。このように、地域社会をあげての子育てや教育を支援する「市民の子育て参加率日本一のまち」を目指し、安心して楽しく子育てができる環境づくりを推進します。		核家族化や地域コミュニティの希薄化により、育児不安や育児の負担感を抱え育児に支障をきたす親が増えています。こうした親を支援していくため、子育て支援グループ、NPO法人、ボランティア団体等と協働し、子育て親子の交流の場の提供や子育て相談、子育て教室、講演会等を引き続き実施し、地域に密着した子育て支援体制を整えていきます。		
関連計画	計 画 名		計 画 期 間		概 要
	本庄市子ども・子育て支援事業計画		平成27年度～平成31年度		子ども・子育て支援法に基づき策定した5年を一期とする子育て支援サービスの確保方策等の計画

事業名	事業概要	変更の有無	事業名	事業概要
①ファミリー・サポート・センター運営事業	子どもを預けたい人と預かる人との調整を行い、子育てをサポートします。	変更なし	①ファミリー・サポート・センターの運営	・子どもを預けたい人と預かる人との調整を行い、子育てをサポートします。
②児童手当支給事業	中学校3年終了時まで児童手当を支給します。	変更あり	②児童手当の支給	・中学校修了前の子どもを対象に、児童手当を支給します。
③子ども医療費支給事業	中学校卒業までの子どもを対象に、医療費等の自己負担分を助成します。	変更あり	③子ども医療費の助成	・中学校修了前の子どもを対象に、医療費の自己負担分を助成します。
④児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の経済的支援を目的として児童扶養手当を支給します。	変更なし	④児童扶養手当の支給	・ひとり親家庭等の経済的支援を目的として児童扶養手当を支給します。
⑤ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭の子ども及び親等を対象に、医療費等の自己負担分を助成します。	変更あり	⑤ひとり親家庭等医療費の助成	・ひとり親家庭の子ども及び親等を対象に、医療費の自己負担分を助成します。
⑥母子家庭高等技能訓練促進費等事業	母子家庭の母親に対し、訓練促進費等を支給することにより就業訓練中における生活の負担の軽減を図ります。	変更あり	⑥母子家庭等への支援	・母（父）子家庭の母（父）に対し、高等職業訓練促進給付金等を支給することにより修業訓練中における生活の負担の軽減を図ります。
⑦保育園運営事業	保育の実施を推進し、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。	変更あり	⑦民間保育所等委託事業	・保育の実施を推進し、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。
⑧放課後児童健全育成事業	民間学童保育所への委託を行い、児童の健全育成と親の就労支援を図ります。	変更あり	⑧放課後児童健全育成事業	・民間学童保育所への委託を行い、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。
⑨子育て支援センター事業	子育て不安の相談や情報提供、保護者同士・子ども同士の交流や情報交換のための環境整備の充実と実施施設の拡大を図ります。	変更なし	⑨子育て支援センターの運営	・子育て不安の相談や情報提供、保護者同士・子ども同士の交流や情報交換のための環境整備の充実と実施施設の拡大を図ります。
⑩家庭児童相談事業	育児相談、悩み受付、情報紹介、専門機関への取次などを支援します。	変更なし	⑩家庭児童相談室の運営	・育児相談、悩み受付、情報紹介、専門機関への取次などを支援します。
⑪要保護児童対策地域協議会事業	関係機関と情報を共有し、虐待通報に対し速やかに対応できる体制を整え、子どもを虐待から守ります。	変更なし	⑪要保護児童対策地域協議会の運営	・関係機関と情報を共有し、虐待通報に対し速やかに対応できる体制を整え、子どもを虐待から守ります。
⑫公立保育所民営化事業	平成25年度から公立4保育所の民営化を推進します。	削除		
⑬特別支援学校放課後児童対策事業	特別支援学校に通う児童を対象とした学童保育所を支援します。	削除		
		新規	⑫民間保育所等運営助成事業	・児童及び保育士等の処遇改善や保育所等運営の充実を図ります。
		新規	⑬多子世帯の保育料の軽減	・子どもを3人以上養育している家庭の3子以降の保育料を無償とします。
		新規	⑭すくすくメールの配信	・メール配信による出産・育児に関する支援情報や予防接種スケジュール情報を提供します。

（資料編）主な事業一覧

第1章 子どもからお年寄りまで健やかに安心して暮らせるまち(健康福祉分野)				だれもが安心して健やかにいきいき活躍できるまち(健康福祉分野)					
市民アンケート		満足度		4 / 36位		重要度		5 / 36位	
現行計画内容				変更の有無		次期計画素案			
施策大項目名 2 健康づくりの推進				変更なし					
現況と課題				現況と課題		文字数 771			
<p>本市では、各種健診などによる疾病の早期発見と生活習慣病などの予防や悪化防止に向けた健康教室・健康相談事業を実施し、市民の健康管理の一助となるよう努めていますが、受診率・受講率は低い状況であり、工夫が求められています。さらに、市民自らが健康管理に対する意識を高めていくために、住民参画と協働を基にした取り組みや推進も重要となります。</p> <p>近年、全国的に自殺者が急増し社会問題となっています。年代によっては死亡原因の上位を占めており、自殺対策について、国・県では各種施策の推進が図られています。自殺原因の約半数は健康問題であるという現状も踏まえ、本市においても、自殺対策事業の充実が求められています。</p> <p>母子保健においては、核家族化の進行をはじめとする社会環境の変化に伴い、期待される市民ニーズも多岐にわたります。子どもたちが健やかに発育・発達していくためには、思春期、妊娠・出産、乳幼児期等各ステージにおける健康診査や保健指導の充実、予防接種の推進などのほか、保護者のこころのケアにも配慮した育児相談体制を整備していく必要があります。育児ストレスの軽減や児童虐待の防止も視野に事業展開を図っていくとともに、社会的にも養育環境を整えていくことが大切です。</p> <p>また、発達障害※等の子どもたちに対し、乳幼児期から就労に至るまでの支援体制を整えていくことで、地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、関係機関との連携体制を構築していくことが求められています。</p>				<p>・各種健診などによる疾病の早期発見と生活習慣病などの予防や悪化防止に向けた健康教室・健康相談事業を実施し、市民の健康管理の一助となるように努めていますが、受診率・受講率は低い状況です。市民生活の質の維持・向上と健康寿命の延伸のために受診率・受講率を高める工夫が必要です。</p> <p>・核家族化の進行をはじめとする社会環境の変化に伴い、子育てに対する市民ニーズも変化してきております。子どもたちが健やかに育っていくためには、妊娠・出産期～思春期、各ステージにおける取り組みの充実が必要です。また、育児ストレスの軽減や児童虐待の防止も視野にいれ、切れ目のない支援を行ってまいります。</p> <p>・食生活は、多くの生活習慣病との関連が深く生活の質にも大きく影響を及ぼすなど、健康づくりにおいて中核をなすものです。栄養バランスに配慮した食事や規則正しい食生活を送り、健康で豊かな生活を実現するため、一人ひとりが正しい知識に基づき、望ましい食生活を実践することが重要です。</p> <p>・発達に不安のある子どもが、健やかに地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、発達教育支援センター（すきっぷ）を核として、子どもや保護者及び周囲に関わる人々への支援を、家庭だけでなく保育所や学校へ出向いて実施しています。今後も子どもを支える各関係機関との連携体制の充実を図ってまいります。</p> <p>・自殺者は全国的には4年連続で年間3万人を下回ったものの、依然として深刻な状況にあります。本市では平成26年度21人、平成27年度19人、平成28年度24人と20人前後で推移しています。平成28年4月に施行された改正自殺対策基本法に基づき、県の自殺総合対策推進センターから示される本市の自殺実態分析結果や地域の実情に合わせた政策案をもとに、市の自殺対策計画を策定し、心の健康づくりをすすめます。</p>					
現状グラフ内容		健康づくりの現状		現状グラフ内容		健康づくりの現状			
現状グラフ		特定健康診査受診率（集団）		変更あり		特定健康診査受診率			
		乳幼児健診受診率		変更あり		がん検診等受診率			
めざす姿		●市民の健康管理に関する関心が高く、自ら健康づくりのための行動を実践している市民が増えています。		変更なし					
		●心身の健康づくりの支援体制が充実し、健康的な生活ができる環境が整っています。		変更あり		●各ライフサイクルにおける心身の健康づくりの支援体制が充実し、健康的な生活ができる環境が整っています。			
		●発達障害※等の子どもたちへの支援体制が充実し、地域社会の中で自立した生活を営める環境が整っています。		変更なし					
成果指標・市民満足度と目標値	成果指標	特定健診※の受診率（住民健診に代わって、保険者が行う特定健診※の受診率）	目標値（平成29年）	60%	成果指標	特定健診の受診率	現状（平成28年）	31.8%（暫定27年度）	
			平成28年度時点	31.8% (27年度)			目標値（平成34年）	60%（国の定めた目標値）	
	成果指標	乳幼児健診受診率（3～4か月、9～10か月、1歳6か月、2歳、3歳の乳幼児の健診受診率）	目標値（平成29年）	95%	成果指標	がん検診等の受診率	現状（平成28年）	胃がんリスク検診5.8%、前立腺がん4.7%、肺がん7.3%、大腸がん7.1%、子宮がん7.8%、乳がん7.0%	
			平成28年度時点	94.1% (27年度)			目標値（平成34年）	50%（国の定めた目標値）	
市民満足度	健康づくりの推進	目標値（平成29年）	60%	市民満足度	健康づくりの推進	現状（平成28年）	44.4%		

	名称	取り組み内容	変更の有無	名称	取り組み内容
施策中項目	1 健康診査体制の充実	健康診査は、国保被保険者を対象に行う高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診※・保健指導と市民を対象とした健康増進法に基づく健康診査や健康教育・健康相談などを実施します。受診率の向上を図り、生活習慣病の予防と健康的な質の高い生活の実現を目指します。	変更あり	1 健診・検診体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく国保被保険者を対象とした特定健康診査・保健指導と後期高齢者医療保険被保険者を対象とした健康診査、「健康増進法」に基づく健康診査やがん検診・健康教育・健康相談などを実施します。 ・健診の無料化や複数健診の同時実施などで、受診率の向上を図り、生活習慣病の予防と疾病の早期発見を目指し、健康的な質の高い生活を実現します。
	2 各種がん検診の受診環境整備	がんは、早期発見・早期治療により健康寿命の延伸を図ることができます。検診は、集団検診として実施しているものと個別検診として実施しているものがあり、市民が受診しやすい環境の整備により受診率の向上を目指します。	変更あり	2 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・効果が認められている健康長寿埼玉モデル事業の導入や、動機づけ事業を活用し、市民の健康づくりを推進します。また、生活習慣病の重症化を予防するための支援を行います。 ・全てのライフステージにおいて、いきいきと健康な毎日を過ごすため、望ましい食生活を実践できるよう、食育の推進に取り組みます。
	3 自殺対策事業の充実	自殺の背景・原因は様々です。社会的な要因については、相談・支援体制の整備などの取り組みを行い、心理的な要因については、適切な介入により自殺死亡率を引き下げることを目指します。	変更あり	3 予防接種の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づく定期的な予防接種を実施しています。予防接種未接種者への勧奨方法の見直しを行い、接種率の向上を図り感染症対策に取り組みます。
	4 予防接種の推進	法定予防接種のみでなく、任意の予防接種についても国の動向を見据えながら助成を行います。接種の利便性を図ることにより、接種率の向上を目指し、疾病流行の防止と感染症対策の充実に取り組みます。	変更あり	4 母子保健の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査・健康相談・教室の充実により、疾病の早期発見や心身の健やかな発育・発達を支援します。また、妊娠期からの切れ目のない支援により、安心して子育てができる環境の整備を目指します。
	5 母子保健事業の充実	乳幼児健康診査・相談により、疾病の早期発見や心身の健やかな発育・発達を支援します。また、保護者に対するきめ細かい養育支援により、安心して子育てができる環境の整備を目指します。	変更あり	5 発達障害児等への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・発達に不安のある子どもとその保護者に保健師、言語聴覚士、作業療法士、心理士等の専門職が個別相談や指導を行い、保護者や周囲で関わる大人が子どもの特性に気づき、その子に合った関わり方ができるよう継続した支援を行い、子どもの健やかな成長を支えます。
	6 発達障害※児等への支援の充実	発達障害※等の子どもたちを早期に把握し、保護者・子ども、及び子どもに関わる関係機関等への支援、協力関係により、途切れない支援を充実させ、将来自立できる環境を整えます。	変更あり	6 心の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・改正自殺対策基本法にもとづき、県の自殺総合対策推進センターから示される当市の自殺実態分析結果や地域の実情に合わせた政策案をもとに、市の自殺対策計画を策定し、若年者からの心の健康づくりをすすめます。
協働による取り組み			取り組み内容		
			各地域における、健康づくりの取り組みと相互に連携し、地域の特性を生かした健康づくりや、住民主体の健康づくりを行っていきます。		

関連計画	計 画 名		計 画 期 間	概 要	
	健康づくり推進総合計画		平成28年度～平成32年度	健康づくりの推進に係る「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科口腔保健推進計画」という3つの計画を包含し、取り組みの相乗効果と推進力をたかめる総合計画	
	本庄市国民健康保険データヘルス計画		平成28年度～平成31年度	特定健診やレセプトのデータ分析結果に基づく国保加入者の健康保持増進を図るための事業計画	
(資料編) 主な事業一覧	事業名	事業概要	変更の有無	事業名	事業概要
	①健康診査事業	特定健診※では、基本的な項目に詳細な項目を付加し、より精度の高い内容で検診を行います。肝炎検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診などを行います。	変更あり	健康診査の推進	特定健診・健康診査、肝炎検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診等を実施します。また、検診方法の見直しを行い、受診率向上を図ります。
	②がん検診事業	大腸がん・胃ペプシノゲン・前立腺がん検診は個別検診で実施します。子宮頸がん・乳がん検診は個別及び集団検診で実施します。肺がん検診は集団検診で実施します。	変更あり	がん検診の推進	ABC検診・大腸がん検診・前立腺がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診・肺がん検診を実施します。また、検診方法の見直しを行い、受診率向上を図ります。
	③自殺対策事業	総合窓口的な機能を目指し、研修等による質の確保を図るとともに、啓発事業に取り組みます。	変更あり	乳幼児健診・健康相談を通じた支援	4か月児・10か月児・1歳6か月児・2歳児・3歳児・5歳児の健診や健康相談を行います。また、健診後の相談等の充実を図り、継続した支援を行います。
	④予防接種事業	法で定められている定期の予防接種のほか、任意のヒブ※・子どもの肺炎球菌・子宮頸がんワクチンの接種推進を行います。	変更あり	乳幼児への訪問支援・健康教育の推進	赤ちゃん全戸訪問のほか、家庭訪問・両親学級・育児学級・健康教育などを行います。すくすくメールの周知を図り、いつでもどこでも活用出来る子育て支援を提供し、子育て環境の整備に努めます。
	⑤乳幼児健康診査・健康相談事業	4か月児・10か月児・1歳6か月児・2歳児・3歳児・5歳児の健診や健康相談を行います。また、健診以外の相談の場として定例相談事業や、随時の相談、心理面を主とした相談などを行います。妊婦健診への助成を行います。	変更あり	予防接種の推進	予防接種ナビの周知を図り、未接種者への接種勧奨に活用し、接種率の向上を目指します。
	⑥家庭訪問・健康教育事業	赤ちゃん全戸訪問のほか、家庭訪問・両親学級・育児学級・健康教育などを行います。	変更なし	発達障害児等への支援	療育的相談・親子教室・個別相談・機関への巡回支援・コンサルテーション・事例検討会・研修会などを行います。各関係機関と連携をとり1人1人に合わせた支援を行います。
	⑦発達教育支援事業	療育的相談・親子教室・個別相談・機関への巡回支援・コンサルテーション※・事例検討会・研修会などを行います。	変更あり	心の健康づくり	本市の自殺対策にかかる計画を策定します。若年者からの心の健康づくりをすすめます。
			新規	健康づくりへの動機づけの強化	健康づくり活動に対しポイントを付与し、ポイントを貯めると賞品と交換できる事業で、市民の自主的な健康づくり意識の昂揚を促します。
			新規	健康づくりの推進	効果が認められている健康長寿埼玉モデル事業の導入を行い、広く市民の健康づくりを推進します。様々な教室や講座、健診、相談事業などを通して各ライフステージに応じた食育を推進していきます。
		新規	生活習慣病重症化予防	健診やレセプトのデータから保健指導対象者を選定し、啓発活動、受診勧奨、保健指導を実施し、生活習慣病の重症化を予防します。	

第1章 子どもからお年寄りまで健やかで安心して暮らせるまち(健康福祉分野)			だれもが安心して健やかにいきいき活躍できるまち(健康福祉分野)			
市民アンケート		満足度	32/36位		重要度	1/36位
現行計画内容			変更の有無	次期計画素案		
施策大項目名	3 医療体制の充実		変更なし			
現況と課題			現況と課題		文字数 829	
<p>本市における救急医療は、埼玉県地域保健医療計画で定めた児玉郡を一体とする児玉医療圏に属しています。初期救急の内、休日の昼間及び夜間は、休日急患診療所が内科・小児科系を賄い、外科系は午前中のみ在宅当番医制度で対応しています。救急車による重症患者等を対象とする二次救急は、児玉郡市内の5病院が年間を通じて夜間と休日の昼間、輪番制で対応しています。また、小児の二次救急やさらに高度な医療を必要とする三次救急については、深谷・熊谷地域を含む北部医療圏に属し対応しています。当医療圏の地域医療を担っている病医院の協力のもと救急体制を組んでいますが、所属医療圏の中だけでの対応は難しく、県を越えた利用実態であり課題となっています。さらに、平日夜間に体調に不安が生じた場合、救急病院に受診する患者も多く、本来の二次救急病院の機能を果たしにくい状況があります。夜間の相談や初期救急体制の整備が求められています。</p> <p>安心して暮らせる医療体制に対する市民の要望・期待は非常に高い状況です。限られた医療資源の中で、病診連携※をはじめとした医療提供体制を整えていく仕組みづくりが求められています。そのためには、市民の受療行動の分析や理解・協力に基づいた検討が重要となります。なお、病診連携※においては、当地域の地理的要因により、県を越えた体制整備の調整が必要です。</p>			<p>・本市は、埼玉県地域保健医療計画で定めた本庄市、児玉郡を一体とする児玉医療圏に属し、救急医療体制を組んでいます。</p> <p>・初期救急医療は、休日急患診療所において、休日及び年末年始の昼間及び夜間と平日の1日の夜間に内科系診療に対応し、外科系は休日の午前中のみ在宅当番医制で対応しています。入院を必要とする重症患者等を対象とする二次救急医療は、児玉郡市内の5病院が年間を通じて休日の昼間と全日の夜間、輪番制で対応しています。輪番病院には、夜間に体調を崩したときなどに受診する患者も多く、本来の二次救急病院としての機能が果たされにくい状況があります。本来の二次救急の機能を果たせるように初期救急医療体制の整備が必要です。</p> <p>・高度な医療を必要とする三次救急医療や小児の二次救急医療については、熊谷・深谷地域を含む北部保健医療圏に属し対応しています。当医療圏は、地域医療を担っている医療機関の協力のもと救急体制を組んでいますが、対応出来る医療機関が少ないため医療圏内だけでの対応は難しく、他の医療圏域への搬送や、搬送時間が短い群馬県の病院へ搬送されています。市民の安心安全のために高度医療をはじめ地域医療の充実が重要です。北部医療圏の充実を県に要望するとともに、県境を越えた体制整備についても県への働きかけを行うとともに、他の方策も研究していきます。</p> <p>・かかりつけ医を持っている市民の割合は35.3%でまだまだ低い状況です。市民1人1人がかかりつけ医を持つことは、自分のからだに責任を持つことであり、適切な医療を受け健康を守るために有効です。また市民のかかりつけ歯科医を持っている割合は76.2%ですが、60歳以上で20本以上歯がある人の割合は57.7%であり、生涯にわたり健全な口腔機能を維持することができるよう普及啓発が必要です。これらのことから、できるだけ多くの市民に、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持っていたるよう周知啓発していく必要があります。</p>			
現状グラフ内容	地域医療、救急医療の現状		現状グラフ内容	地域医療、救急医療の現状		
現状グラフ	休日急患診療所利用者数		変更なし	休日急患診療所利用者数		
	病院群輪番制病院利用者数/うち軽症患者数の割合		変更なし	病院群輪番制病院利用者数/うち軽症患者数の割合		
めざす姿	●病診連携※が進み日常の医療に対する満足度が高くなります。		変更なし	●休日や夜間の初期救急体制や相談機能が充実しています。		
	●休日や夜間の初期救急体制や相談機能が充実しています。		変更あり	●高度医療をはじめ地域医療体制が充実しています。		
	●市民がかかりつけ医をもち、自ら健康管理を行っています。		変更なし	●市民がかかりつけ医・かかりつけ歯科医をもち、自ら健康管理を行っています。		

成果指標・市民満足度と目標値	成果指標	病院群輪番病院受診者に占める軽症患者率（夜間や休日の救急当番病院を受診する人のうち軽症者の割合）	目標値（平成29年）	75.00%	成果指標	病院群輪番病院受診者に占める軽症患者率（夜間や休日の輪番当番病院を受診する人のうち軽症者の割合）	現状（平成28年）	84.30%
			平成28年時点	84.30%			目標値（平成34年）	75.00%
	市民満足度	医療体制の充実	目標値（平成29年）	30%	市民満足度	医療体制の充実	現状（平成28年）	27.9%
施策中項目	名称	取り組み内容			変更の有無	名称	取り組み内容	
	1 病診連携※推進の検討	病院と診療所（かかりつけ医）が患者の症状に応じて、役割や機能を分担しながら治療にあたる病診連携※については、国・県の動向も見据えながら、医師会等との検討・研究を進めます。			変更あり	1 初期救急医療の充実	・在宅当番医制により休日の午前中に外科系の診療を行っています。また、本庄市休日急患診療所において、休日・年末年始の昼間、夜間及び週に1日平日の夜間に内科系の診療を行っています。平日夜間診療日の拡充に向け協議を継続します。	
	2 休日及び夜間の初期救急医療の充実	本庄市児玉郡医師会立本庄市休日急患診療所は、休日の昼間と夜間に診療を実施しています。今後、休日以外の夜間の診療の実施に向けて、医師会と検討します。			変更あり	2 地域医療の充実	・郡市内の5病院において、内科系・外科系の夜間救急搬送受入を輪番制にて対応しています。いつでも受け入れが出来るよう、体制の整備・充実に努めます。 ・小児二次救急医療は熊谷・深谷・児玉地区の北部保健医療圏において県と連携し整備を進めています。また、休日急患診療所の後方支援病院の確保も含め、群馬県の搬送可能範囲にある小児二次救急病院との連携を進めます。 ・医療資源の確保を図るとともに、病院等の誘致も含めさらに高度な医療の充実に向け研究します。	
	3 二次救急医療体制の充実	児玉郡市内の5病院が輪番制で対応しています。受け入れ態勢の確保・整備の充実に努めます。			削除			
	4 小児二次救急医療体制の充実	熊谷・深谷・児玉地区の北部医療圏で協働して実施していますが、当番を組めない日があるため、県の対策事業である医師派遣事業などと連携して体制の整備に努めます。			変更あり	3 市民への啓発	・かかりつけ医・かかりつけ歯科医の必要性についての周知啓発を図ると共に、電話相談事業により病気についての不安解消に努めることで不要な救急病院への受診を減らすよう努めます。	
	5 市民への啓発	病気に関する不安などの相談窓口の周知や、かかりつけ医を持つことに関する啓発を行うことで、市民の健康づくりを推進します。			削除	-	-	
	6 国民健康保険の健全な運営	国民健康保険の健全な運営を堅持するため、医療費の適正化や収納率の向上に取り組み、財政基盤の安定を図ります。			削除	-	-	

協働による取り組み	取り組み内容		取り組み内容		
関連計画	計 画 名	計 画 期 間	概 要		
	本庄市健康づくり推進総合計画	平成28年度～平成32年度	健康づくりの推進に係る「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科口腔保健推進計画」という3つの計画を包含し、取り組みの相乗効果と推進力をたかめる総合計画		
（資料編） 主な事業一覧			変更の有無	事業名	事業概要
	①休日急患診療所運営事業	本庄市児玉郡医師会に委託し、主に内科・小児科系の初期救急に関し休日の昼間と夜間実施します。	変更あり	①休日急患診療所の運営支援	本庄市休日急患診療所において本庄市児玉郡医師会により実施されている診療を支援しています。主に内科・小児科系の初期救急に関し、休日の昼間と夜間に診療を実施しています。また、週1回の平日の夜間診療を実施しています（平成29年7月より実施）。
	②在宅当番医制事業	本庄市児玉郡医師会に委託し、主に外科系の初期救急に関し休日の午前中実施します。	変更なし	②在宅当番医制の支援	本庄市児玉郡医師会の会員による在宅当番医制を支援しています。主に外科系の初期救急に関し休日の午前中対応しています。
	③病院群輪番制病院補助事業	児玉郡市内の5病院に委託し、年間を通して輪番で夜間と休日の昼間の救急に対応します。	変更なし	③病院群輪番制病院の支援	児玉郡市内の5病院で年間を通して輪番で行う、夜間と休日の昼間の救急対応を支援します。
	④熊谷・深谷・児玉地区小児救急支援制度補助事業	小児の二次救急において、地区内の2病院で輪番を組んでいます。空白日の解消に向けて検討を行います。	変更あり	④北部医療圏で実施する小児救急医療の支援	北部医療圏の小児の休日・夜間の二次救急を深谷赤十字病院・行田総合病院・熊谷総合病院の3病院で対応しています。県北8市町合同で、この3病院を支援しています。
	⑤小児救急医療後方支援病院事業	深谷・児玉地区合同で、初期救急である休日急患診療所運営事業の後方支援体制を確保するため、深谷赤十字病院に休日の夜間についての対応を委託します。	変更あり	⑤小児救急医療における初期救急の県外後方支援病院の確保	児玉郡4市町で公立藤岡総合病院および伊勢崎市民病院と協定を結び、各病院の小児二次救急輪番日に、初期救急の後方支援を依頼します。
	⑥啓発事業	かかりつけ医を持つことのPRや救急医療に関する講演会・研修会等の実施に努め、意識調査等による当地域の医療体制について検討を進めます。	変更あり	⑥啓発の実施	かかりつけ医・かかりつけ歯科医の必要性についての周知啓発を図るとともに、ほんじょう健康相談ダイヤル事業の周知を図り、市民の病気についての不安解消に努めることで不要な救急病院への受診を減らすよう努めます。
	⑦医療費適正化対策事業	レセプト点検※、重複・頻回受診者への指導、資格適用の適正化を徹底し、適正な保険給付に努めます。	変更なし	⑦医療費適正化の推進	レセプト点検※、重複・頻回受診者への指導、ジェネリック医薬品の普及を進め、医療費の適正化に努めます。
	⑧特定健診※の実施	特定健診※・保健指導を実施し、国保加入者の健康の維持増進に努めます	変更あり	(→健康づくりへ)	
	⑨収納率向上対策事業	職員及び納税推進員による臨宅徴収※、納税相談窓口の開設など、収納率の向上に努めます。	変更あり	削除	

※初期救急体制：外来治療を必要とする軽症の救急患者に対する医療体制
 ※二次救急体制：入院治療を必要とする重症の救急患者に対する医療体制
 ※三次救急体制：重篤な救急患者に対する医療体制

第1章 子どもからお年寄りまで健やかで安心して暮らせるまち(健康福祉分野)					だれもが安心して健やかにいきいき活躍できるまち(健康福祉分野)						
市民アンケート		満足度		22/36位	重要度		15/36位				
現行計画内容					変更の有無	次期計画素案					
施策大項目名	4 障害者福祉・地域福祉の推進				変更あり	4 地域福祉の推進					
現況と課題					現況と課題 文字数 369						
<p>高齢化が進行するなか、高齢者が安心して豊かに暮らせるように健康づくりや生きがいを中心に高齢者が要介護状態に移行することを予防し、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるような支援策が必要となります。そのため、要介護状態にならないような効果的な介護予防事業に積極的に取り組むことが重要となっています。支援が必要となっても、身近な地域で生活を継続することができる高齢者サービスの充実を図り、地域住民との協働のもと高齢者を支援していく体制が求められています。</p> <p>また、高齢化の進展に伴い、介護需要はさらに上昇することが考えられ、要介護者に対するサービスは、介護保険を通じて事業者から提供されることから、利用者が数多くの選択肢からサービスを選べるよう、質の高い事業者の参入を促す必要があります。</p> <p>さらに、高齢化と核家族化の進展に伴い、一人暮らしや高齢者だけの世帯が増加しています。高齢者と地域社会の繋がりを保ち、地域で高齢者を支援していく仕組みが重要となっています。</p>					<p>急速に進む少子高齢化や経済情勢の変化を背景に、人のつながりの希薄化などが進み、既存の福祉制度だけでは対応できない複合的かつ多様な福祉ニーズが出現し、社会的孤立、ひきこもり、自殺、貧困、虐待などの様々な課題が生じています。</p> <p>これらの課題を解決するためには、ニーズに応じた様々な形の支援を、支援対象者の生活に寄り添い継続的かつ日常的に行う必要があります。行政や関係機関・団体、専門事業者だけではなく、地域住民やボランティアも連携した幅広いネットワークが求められます。</p> <p>年齢や障害の有無に関わらず誰もが住み慣れた地域で支え合いながら自分らしく活躍できるよう、地域住民、関係機関・団体、事業者、社会福祉協議会による主体的な支え合いの活動を支援するとともに、地域や個人の課題の発見から解決までを包括的に支援するための体制を構築する必要があります。</p>						
現状グラフ内容		障害者福祉・地域福祉の現状			現状グラフ内容		地域福祉の現状				
現状グラフ		生活保護自立推進率			新規	市民後見人養成講座受講者数					
					新規	ボランティア登録者数					
めざす姿		●生活保護世帯から、自立する世帯が増えていきます。			削除						
					新規	●誰もが住み慣れた地域社会の中で、助け合い、支え合いながら自分らしくいきいきと暮らしています。					
					新規	●行政と関係機関・団体、地域住民が共に協働しながら地域の諸課題を解決する体制が整っています。					
成果指標・市民満足度と目標値		成果指標	生活保護自立推進率 (保護世帯数のうち就労等により自立(廃止)した世帯の率)	目標値(平成29年)	4.1%	成果指標		市民後見人候補者の登録者数	現状(平成28年)	7人	
				平成28年度時点				目標値(平成34年)	30人		
		市民満足度	地域福祉の推進	目標値(平成29年)	20%	市民満足度		障害者福祉・地域福祉の推進	現状(平成28年)	13.6%	
施策中項目	名称		取り組み内容			変更の有無	名称		取り組み内容		
	4 地域福祉の推進		福祉サービス利用に関する情報提供や相談体制の確保、要支援者に対するサービス提供、要支援状態になることを防ぐための取り組みなどをはじめとして、地域福祉に関する活動への住民参加を促進します。				変更あり	1 地域福祉の推進体制づくり		<ul style="list-style-type: none"> ・本庄市社会福祉協議会の活動の支援を通じて、多様な地域福祉事業の実施を図ります。また、地域福祉の担い手となる事業者、関係機関・団体を支援するとともに、主体的に地域活動を行う人材育成と、団体間の連携強化に努めます。 ・保健、医療、福祉等のサービスを有機的に組み合わせ、課題の発見から解決までの一連の相談支援体制を構築します。 ・地域住民や関係機関・団体、行政等が一体となった地域福祉ネットワークづくりを推進します。 	

施策中項目			変更あり	2 地域福祉意識の醸成と活動の促進	・学校教育や社会教育を通じた福祉教育を推進する中で、地域課題に関する学習会の開催等、地域福祉活動に参加するきっかけづくりを進めるとともに、地域福祉活動への関心を高め、地域住民の主体的な参加を促すための取り組みを行います。 ・地域における課題を地域住民が自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、地域住民や自治会に加え、まちづくりに関係する事業者に対しても、意識醸成や福祉のまちづくりに必要な働きかけを行います。
			変更あり	3 権利擁護の推進	知的障害者や精神障害者、また今後増加することが予想される認知症高齢者の方々を社会全体で支えあう共生社会を実現するために、市では成年後見制度を担う人材の育成や制度の周知を図るとともに、社会福祉協議会や成年後見制度を推進しているNPO法人等と協力しながら権利擁護を進める組織体制の整備を行います。
	5 低所得者への支援	生活に困窮する人の相談体制を確保し、きめ細かな助言を行います。また、被保護世帯に対しては、生活状況を把握しつつ就労支援や社会参加等の自立支援を行い、被保護世帯の自立を図ります。	削除	大項目7. 生活困窮者等の支援へ移行	
協働による取り組み	地域共生社会の実現に向けた行政と地域住民等の「協働」による地域福祉の推進。				
関連計画	計 画 名	計 画 期 間	概 要		
	本庄市地域福祉計画	平成31年度から平成35年度	本市の地域福祉の取り組みの方向性を示し、その推進を図るための計画		
	本庄市地域福祉活動計画	平成31年度から平成35年度	本庄市地域福祉計画の理念に基づき地域福祉の具体的な取り組みを行う本市社会福祉協議会による計画		
	本庄市障害者計画	平成30年度から平成35年度	障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画		
	本庄市障害福祉計画、本庄市障害児福祉計画	平成30年度から平成32年度	障害者計画中の生活支援に関わる事項のうちで、障害福祉サービスに関する具体的な取り組みを行う計画		
	本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成30年度から平成32年度	本庄市の介護保険の安定運営と保健福祉の充実を図るための計画		
	本庄市子ども・子育て支援事業計画	平成27年度から平成31年度	子ども・子育て支援法に基づき策定した5年を一期とする子育て支援サービスの確保方策等の計画		
(資料編) 主な事業一覧			変更の有無	事業名	事業概要
	⑩成年後見制度利用支援事業	後見などの開始の審判申し立て請求を支援し、判断能力が不十分な人の法律面や生活面を保護します。	変更あり	①権利擁護の推進	市民後見人の育成及び後見相談事業を実施します。また、権利擁護の推進拠点を整備します。
	⑪社会福祉協議会運営補助事業	地域福祉活動事業など地域福祉の拠点としての役割を果たしている社会福祉協議会へ運営費の補助を行います。	変更なし	②	
	⑫民生委員活動事業	地域住民の身近な相談者であり、障害のある人、高齢者、生活困窮者及び子育て世帯の支援活動を行っている民生委員・児童委員協議会の活動支援を推進します。	変更なし	③	
	⑬生活保護適正実施推進事業	生活保護を受給している人に対し、専門の支援員を配置し「教育・就労」の支援を行います。	削除		
			新規	④地域福祉の推進	本庄市地域福祉計画に基づき、市や関係機関、団体、地域住民が互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

第1章 子どもからお年寄りまで健やかで安心して暮らせるまち(健康福祉分野)				だれもが安心して健やかにいきいき活躍できるまち(健康福祉分野)					
市民アンケート		満足度		20/36位		重要度		16/36位	
				変更の有無		次期計画素案			
施策大項目名 5高齢者福祉の充実				変更なし					
現況と課題				現況と課題		文字数 638			
<p>高齢化が進行するなか、高齢者が安心して豊かに暮らせるように健康づくりや生きがいを中心に高齢者が要介護状態に移行することを予防し、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるような支援策が必要となります。そのため、要介護状態にならないような効果的な介護予防事業に積極的に取り組むことが重要となっています。支援が必要となっても、身近な地域で生活を継続することができる高齢者サービスの充実を図り、地域住民との協働のもと高齢者を支援していく体制が求められています。</p> <p>また、高齢化の進展に伴い、介護需要はさらに上昇することが考えられ、要介護者に対するサービスは、介護保険を通じて事業者から提供されることから、利用者が数多くの選択肢からサービスを選べるよう、質の高い事業者の参入を促す必要があります。</p> <p>さらに、高齢化と核家族化の進展に伴い、一人暮らしや高齢者だけの世帯が増加しています。高齢者と地域社会の繋がりを保ち、地域で高齢者を支援していく仕組みが重要となっています。</p>				<p>・本市の高齢化率は、平成27年の国勢調査によると26.9%でしたが、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年(2025年)には30%を超えて、その後も高齢化は更に高まるものと予想されています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を整備充実する必要があります。</p> <p>・高齢化の進行に伴い、要介護者が増大し、介護保険給付や高齢者福祉サービスの需要が大きくなる一方、少子化の進行で介護・福祉サービスを支える現役世代の減少が予想されます。高齢者が可能な限り要介護状態にならないため、介護予防や生きがいを推進して、高齢者の心身の健康の増進を図る必要があります。</p> <p>・高齢者の中にはボランティア活動等を通じて社会に参加したいと考える人も増えてきています。高齢者の自己実現の要求に応えるため、ボランティアへの参加支援、就労機会の拡大などを推進し、元気な高齢者が、生涯現役として活躍していくことが必要です。</p> <p>・高齢化の進行と同時に、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加しています。地域において自立した日常生活を営むことができるように、地域社会と高齢者のつながりを強めて高齢者の孤立化を防ぐなど、地域で高齢者を支え合う環境を整えることが必要になっています。また、高齢者の権利擁護を推進するため、高齢者虐待への速やかな対応や成年後見制度の利用拡大を図る必要があります。</p>					
現状グラフ内容		高齢者福祉の現状		変更の有無		現状グラフ内容		高齢者福祉の現状	
現状グラフ		自立高齢者率		変更あり		シルバー人材センターの会員数			
		筋力アップ参加者数/教室数		変更なし		筋力アップ参加者数/教室数			
めざす姿		●介護予防の取り組みが浸透して、健康な高齢者が増えています。		変更あり		●多くの高齢者が住み慣れた地域で元気に安心して暮らしています。			
		●高齢者と地域社会との関係が密接で、高齢者が安心して老後を過ごす環境が整っています。		変更あり		●介護予防の取り組みが充実し、高齢者の心身の健康が増進されています。			
				変更あり		●高齢者が積極的に社会参加をし、自らの能力や経験を発揮しています。			
				変更あり		●高齢者が地域ぐるみで支えられ、その権利が擁護されています。			
成果指標・市民満足度と目標値	成果指標	自立高齢者率※ (65歳以上の高齢者中、要介護認定を受けていない人の割合)	目標値(平成29年)	85.5%	成果指標	シルバー人材センターの会員数	現状(平成28年)	467人	
			平成28年度時点	82.90%			目標値(平成34年)	516人	
	成果指標	筋力アップ教室(介護予防事業)参加者 (65歳以上の高齢者を対象に開催する筋力アップ教室への参加者数)	目標値(平成29年)	1200人	成果指標	筋力アップ教室(介護予防事業)参加者 (65歳以上の高齢者を対象に開催する筋力アップ教室への参加者数)	現状(平成28年)	2,200人	
			平成28年度時点	2,200人			目標値(平成34年)	3,000人	
市民満足度	高齢者福祉の充実	目標値(平成29年)	25%	市民満足度	高齢者福祉の充実	現状(平成28年)	19.3%		

	名称	取り組み内容	変更の有無	名称	取り組み内容
施策中項目	1 健康づくりの推進	健康寿命を延ばすため、高齢者の各種健診・相談事業・健康事業を推進します。地域包括支援センター※を中心とした介護予防事業を推進します。	変更あり	1 介護予防の推進	・市民と行政が協働して、高齢者の健康づくりと介護予防を一体的に推進し、高齢者の心身の健康の増進を図り、医療や介護が必要な状態になることを可能な限り防止します。
	2 介護サービスの充実による安心基盤づくり	介護保険サービスの充実を推進します。介護保険制度の円滑な運用に向けた環境整備、認知症高齢者への支援、家族介護への支援を推進します。	変更あり	2 介護・福祉のサービスの連携と充実	・介護保険サービスと高齢者福祉サービスを充実し、地域包括ケアシステムのサービス基盤を整備します。
	3 社会参加・生きがいの促進	老人クラブをはじめ、地域活動、サークル活動の充実と参加を促進します。生きがいのための就業機会の充実、生涯学習の推進、スポーツ活動を推進します。	変更あり	3 社会参加・生きがいの促進	・老人クラブや生涯学習の充実で高齢者の生きがいを増進するとともに、地域活動やボランティア活動、高齢者が高齢者を支える互助・共助の生活支援サービスの整備、就労機会の拡大など、高齢者が活躍できる場の創出と充実を努めて、高齢者の社会参加を促進します。
	4 ともに生きる豊かな地域社会づくり	地域福祉の推進、ボランティア活動の推進、福祉教育の推進及び高齢者に優しいまちづくりの推進を図ります。	変更あり	4 ともに生きる豊かな地域社会づくり	・市民の理解と協力のもと、地域の活動者やボランティアなどの人的資源を積極的に活用して連携し、高齢者が安心して生活できるバリアフリーのまちづくりに努めます。また、高齢者虐待への対応や成年後見制度の利用拡大を図り、高齢者の権利擁護を推進します。
	5 後期高齢者医療制度※	後期高齢者医療制度の運営主体である埼玉県後期高齢者医療広域連合との連携の下、制度の円滑な運営に努めます。	削除		
協働による取り組み	地域に伝わる伝統的な行事や昔の遊びを、次代を担う児童に伝えるとともに、高齢者の生きがいに役立つよう、老人クラブと連携した子ども向けイベント活動を開催します。また、児童の登下校の見守り活動を実施します。		取り組み内容 1. 市民と協働しての地域ぐるみの健康づくりと介護予防 2. 自助・互助・共助による高齢者福祉の仕組みづくり 3. 認知症の人の見守り、高齢者虐待、高齢者の孤立、トラブルの防止など、高齢者を総合的に見守るネットワークを市民や地域の様々な組織や団体と協働して構築する。		
関連計画	計 画 名	計 画 期 間	概 要		
	本庄市地域福祉計画	平成31年度から平成35年度	本市の地域福祉の取り組みの方向性を示し、その推進を図るための計画		
	本庄市地域福祉活動計画	平成31年度から平成35年度	本庄市地域福祉計画の理念に基づき地域福祉の具体的な取り組みを行う本市社会福祉協議会による計画		
	本庄市障害者計画	平成30年度から平成35年度	障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画		
	本庄市障害福祉計画、本庄市障害児福祉計画	平成30年度から平成32年度	障害者計画中の生活支援に関わる事項のうちで、障害福祉サービスに関する具体的な取り組みを行う計画		
	本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成30年度から平成32年度	本市の介護保険の安定運営と保健福祉の充実を図るための計画		
本庄市健康づくり推進総合計画	平成28年度から平成32年度	健康づくりの推進に係る「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科口腔保健推進計画」という3つの計画を包含し、取り組みの相乗効果と推進力をたかめる総合計画			

		変更の有無	事業名	事業概要	
(資料編) 主な事業一覧	①介護予防事業	地域包括支援センター※と協力しながら介護予防の「筋力アップ教室」の拡大を図ります。	変更あり	①介護予防の推進	筋力アップトレーニング、口腔ケア、脳の健康教室などの多彩な介護予防事業を充実し、高齢者の心身の健康増進を図ります。
	②地域包括支援センター※運営事業	社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師の専門3職種を配置し、高齢者の総合的な相談に対応するワンストップサービスの機能を活用して、状況に応じた支援を行います。また、地域における介護予防を支える中核的な存在として活動を行います。	変更あり	②地域包括支援センターの充実	地域包括ケアシステムの中核施設である地域包括支援センターの高齢者の総合相談、介護予防、権利擁護、認知症支援、在宅医療・介護連携、地域ケア会議などの機能を更に充実します。
	③介護保険給付事業	在宅介護サービスや施設介護サービス、地域密着サービス等の給付が安定的に行われるよう努めます。	新規	③介護予防・日常生活支援総合事業の充実	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らすために、地域の固有の状況に対応した多様な担い手による新たな日常生活支援サービスを充実させて参ります。
	④権利擁護事業	高齢者の権利擁護の観点から、対策が必要な方への対応を図ります。	変更あり	④高齢者の権利擁護の推進	認知症高齢者への支援、高齢者虐待への速やかな対応、市民後見人育成を通じた成年後見の利用拡大などに努め、高齢者の権利擁護を推進します。
	⑤生きがづくり事業	シルバー人材センター等の就業機会の充実、自発的な学習活動としての生涯学習、生きがいスポーツ活動の推進を図ります。	変更あり	⑤生きがづくりの推進	シルバー人材センター等の就業機会の充実、自発的な学習活動としての生涯学習、生きがいスポーツ活動の支援を進めて参ります。
	⑥老人クラブ助成事業	高齢者の社会参加や地域活動等が健康増進や地域住民との交流に役立つため補助を行い活動の推進を図ります。	変更あり	⑥老人クラブ活動への支援	高齢者の社会参加や地域活動等が健康増進や地域住民との交流に役立つため補助を行い、活動の支援を進めて参ります。
			新規	⑦在宅医療・介護連携の推進	医療が必要な高齢者が可能な限り住み慣れた居宅で生活できるように、医療・介護・福祉のサービスを連携して提供します。
			新規	⑧認知症高齢者の支援	認知症初期集中支援チームによる早期対応、認知症カフェの開催、認知症地域生活推進員による生活支援、地域が連携しての見守りネットワークの構築などにより認知症の人を総合的に支援します。
			新規	⑨高齢者支え合いの推進	高齢者が地域の中で孤立することなく安心して暮らせるよう、「見守り活動」や「サロン」による地域福祉活動の充実を図るため、事業主体となる社会福祉協議会への支援を進めて参ります。
			新規	⑩在宅の要介護者を介護している家族等へのサービスの充実化	在宅の要介護者を抱える家庭の負担を軽減するためサービスの充実を図ります。

第1章 子どもからお年寄りまで健やかで安心して暮らせるまち(健康福祉分野)				だれもが安心して健やかにいきいき活躍できるまち(健康福祉分野)					
市民アンケート		満足度		22/36位		重要度		15/36位	
現行計画内容				変更の有無		次期計画素案			
施策大項目名		4 障害者福祉・地域福祉の推進		変更あり		6 障害者福祉の推進			
現況と課題				現況と課題		文字数 540			
<p>平成18年に障害者自立支援法が全面施行され、身体・知的・精神障害の種別に関わりなく、一元化された共通のサービスが提供されています。障害のある人が安心感と自信を持って生活できるよう、支援体制や相談体制を充実させることが必要です。また、働く意欲のある人に対しては、自立した生活の基盤となる就労を支援するため、障害のある人のニーズや適正に応じた就労の場の確保や社会参加の機会を拡げることが必要です。障害のある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人と同じように生活することが社会の本来あるべき姿であるという「ノーマライゼーション」や、障害のある人が生活のあらゆる場面で持てる能力を最大限に発揮し、その人らしく生きる権利の回復を目指していく「リハビリテーション」の考え方を地域全体で実践し、だれもが安心して地域で自立した生活を営むため、関係する機関や地域住民が有機的に連携し、総合的に支援していく仕組みを構築していくことが求められています。</p>				<p>・障害者施策の新たな展開のために、障害者自立支援法に代わり、平成25年4月に障害者総合支援法が施行されました。これにより障害福祉サービスの対象の拡大と拡充が図られました。そのために障害福祉サービス等に対する需要は年々増えています。特に精神障害や知的障害に関わるケースが顕著です。また、複合的な課題を抱えたケースも増加傾向にあります。これに対応するために、本市においても、様々なサービスを提供しています。</p> <p>障害者施策において、「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として相互に尊重される共生社会の実現」という理念のもとで、障害のある人が障害を克服して、安心して生き生きと暮らせ、活躍の場が確保され、地域社会の一員として尊重される「ノーマライゼーション」を叶えるためには、障害福祉サービス等の充実と体制づくりが重要です。</p> <p>そのためには、障害のある人のニーズを的確に捉え、介護給付などの障害福祉サービスを充実させ、就労支援体制の確保や権利擁護の推進、交流・啓発事業の促進を図っていきます。また、これらの施策は、医療や生活支援などの他の部門との関わりも深く、その整合性を図るために、関係機関や地域住民との有機的な連携・協力を進めていきます。</p>					
現状グラフ内容		障害者福祉・地域福祉の現状		現状グラフ内容		障害者福祉の現状			
現状グラフ		障害者雇用率		変更なし		障害者雇用率			
めざす姿		●障害のある人が障害のない人とともに地域社会の中で、安心感と生きがいを持って暮らしています。		変更あり		●障害のある人が、地域において等しく権利を享有して、日常生活や社会生活の中で個人としての尊厳を保てるような暮らしをしています。			
成果指標・市民満足度と目標値	成果指標	障害者雇用率※ (本庄ハローワーク管内の雇用者のうち障害のある人を雇用している率)	目標値(平成29年)	1.70%	成果指標	障害者雇用率※ (本庄ハローワーク管内の雇用者のうち障害のある人を雇用している率)	現状(平成28年)	1.90%	
			平成28年度時点	1.90%			目標値(平成34年)	2.00%	
	市民満足度	障害者福祉の充実	目標値(平成29年)	24%	市民満足度	障害者福祉・地域福祉の推進	現状(平成28年)	13.6%	

施策中項目	名称	取り組み内容	変更の有無	名称	取り組み内容
	1 社会参加と交流の推進	障害のある人の自己実現機会の充実を図るプログラム整備と併せ、手話通訳者等を派遣したり、生涯学習などへの参加を促進します。また、「ふれ愛祭」や「老人・障害者スポーツ大会」など交流事業を推進します。	変更あり	1 社会参加と交流の推進	・就労支援センターの活動により、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、障害者就労施設からの物品購入等を進め、その自立の手助けをします。併せて、生涯学習への参加を促し、「ふれ愛祭」や「老人・障害者スポーツ大会」の開催や地域活動支援センターの設置により地域での交流を積極的に取り組みます。
	2 自立支援給付等の充実	障害の程度やニーズに応じた各種介護給付や社会復帰、自立に向けた専門的な訓練等の充実を図るとともに、事業者の確保に努めます。また、自立支援医療費（更生医療）の支給や補装具の購入・修理費の支給を行います。	変更あり	2 自立支援給付等の充実	・引き続き介護給付や訓練等給付、自立支援医療、補装具支給の充実を図るとともに、需要に見合った事業所の確保に努め、障害のある人のニーズに障害程度に応じたサービス提供を行い、障害のある人の日常生活や社会生活の充実に取り組みます。
	3 生活支援の充実	障害のある人の相談体制の充実や、手話通訳者派遣などを通じたコミュニケーション支援を行います。また、日常生活用具の給付や通院、買い物等の移動を支援するほか、障害のある人がいきいきとした生活ができ、地域との交流を行うための地域活動支援センターの設置を促進します。	変更あり	3 地域生活支援の充実	・相談支援や意思疎通支援、日常生活用具の給付等、成年後見制度利用支援などの事業を行うことによって、地域の状況に応じたサービスを提供し、障害のある人が地域においていきいきと生活ができるような施策を推進します。併せて、相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設立を目指し、円滑な相談支援を推進します。
			新規	4 関係機関等との連携	・自立支援協議会の活性化により、障害者団体、事業者、行政機関などの関係機関間で情報共有を図り、協働により障害のある人の手助けとなる施策を推進します。
協働による取り組み	取り組み内容		取り組み内容		
	地域自立支援協議会を核として相談支援体制を整備し、地域全体で障害のある人を支えるため、社会福祉法人やNPO等の民間団体との連携により、日常生活や就労活動などの支援を行うほか、障害者団体やボランティア団体の協力を得て、イベント等の交流事業を行うなど障害のある人の社会参加を促進します。		自立支援協議会の設立により、関係機関間での情報共有がスムーズとなり、障害のある人の処遇につき協働・連携して事に当たれる環境が整いました。今後は、これを基に社会福祉法人やNPO等の民間団体との間に構築された協力関係のもとに、虐待・差別も含めた個別ケースの問題解決に取り組むと共に、これらの団体と連携して、障害のある人の社会参加の促進に努めます。		
関連計画	計 画 名	計 画 期 間	概 要		
	本庄市地域福祉計画	平成31年度から35年度	本市の地域福祉の取り組みの方向性を示し、その推進を図るための計画		
	本庄市地域福祉活動計画	平成31年度から35年度	本庄市地域福祉計画の理念に基づき地域福祉の具体的な取り組みを行う本市社会福祉協議会による計画		
	本庄市障害者計画	平成30年度から35年度	障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画		
	本庄市障害福祉計画、本庄市障害児福祉計画	平成30年度から32年度	障害者計画中の生活支援に関わる事項のうちで、障害福祉サービスに関する具体的な取り組みを行う計画		
本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成30年度から32年度	本庄市の介護保険の安定運営と保健福祉の充実を図るための計画			
(資料編) 主な事業一覧			変更の有無	事業名	事業概要
	①障害者社会参加促進事業	障害のある人の社会参加を促進するため、活動場所の提供や障害者団体への活動支援を行います。	変更なし	①障害者の社会参加を促進	障害のある人の社会参加を促進するため、活動場所の提供や障害者団体への活動支援を行います。
	②ふれ愛祭開催事業	障害のある人の日頃の活動成果発表と交流を目的に開催しており、約50団体の代表者が実行委員として主催します。	変更なし	②ふれ愛祭の開催を支援	障害のある人の日頃の活動成果発表と交流を目的に開催しており、約50団体の代表者が実行委員として主催します。
	③障害者コミュニケーション支援事業	聴覚及び音声・言語障害のある人のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。	変更あり	③障害者との意思疎通を支援	聴覚及び音声・言語障害のある人のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。

(資料編) 主な事業一覧	④介護給付費等支給事業	居宅介護や生活介護、施設入所支援等の介護給付や自立訓練などの訓練給付を行います。	変更あり	④自立支援給付の実施	居宅介護や生活介護、施設入所支援などの介護給付や自立訓練や就労移行支援、共同生活援助などの訓練等給付を行います。
	⑤障害者地域活動支援センター事業	障害のある人がいきいきとした生活ができるように、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域との交流を図ります。	変更なし	⑤障害者地域活動支援センター活動の促進	障害のある人がいきいきとした生活ができるように、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域との交流を図ります。
	⑥障害者相談支援事業	障害のある人の相談支援事業を社会福祉法人（指定相談支援事業者）へ委託し、相談支援体制を整備します。	変更あり	⑥障害者相談支援の推進	障害のある人の相談支援事業を社会福祉法人（指定相談支援事業者）へ委託し、相談支援体制を整え、必要な情報提供等の支援を行います。
	⑦日常生活用具給付等事業	特殊寝台や聴覚障害者用通信装置（FAX 等）など、必要に応じ日常生活用具を給付します。	変更あり	⑦日常生活用具給付等の実施	障害のある人の利便を図るため、必要に応じて特殊寝台や聴覚障害者用通信装置（FAX 等）などの日常生活用具の給付や貸与を行います。
	⑧重度心身障害者医療費支給事業	重度の心身障害のある人が医療機関等に受診したときに、医療費等の自己負担分を助成します。	変更なし	⑧重度心身障害者医療費支給の実施	重度の心身障害のある人が医療機関等に受診したときに、医療費等の自己負担分を助成します。
	⑨障害者就労支援事業	広く企業に対する障害者雇用促進の働きかけを行うとともに、障害のある人の適性に応じた就労を支援します。	変更あり	⑨障害者就労支援の促進	NPO法人児玉郡市障害者就労支援センターへの事業委託により、広く企業に対する障害者雇用促進の働きかけを行うとともに、障害のある人の適性に応じた就労と職場での定着を支援します。
			新規	⑩障害者権利擁護の推進	虐待・差別事象への速やかな対応を図ると共に、精神障害者や知的障害者への後見支援を行い、障害者の権利擁護を推進します。

※障害者雇用率：企業や地方公共団体等の常用する労働者に対する身体障害者又は知的障害者の雇用割合のこと

第1章 子どもからお年寄りまで健やかに安心して暮らせるまち(健康福祉分野)					だれもが安心して健やかにいきいき活躍できるまち(健康福祉分野)					
市民アンケート		満足度		22/36位		重要度		15/36位		
現行計画内容					変更の有無	次期計画素案				
施策大項目名		4 障害者福祉・地域福祉の推進			変更あり	7 生活困窮者等の支援				
現況と課題					現況と課題					文字数 777
<p>高齢化が進行するなか、高齢者が安心して豊かに暮らせるように健康づくりや生きがいづくりを中心に高齢者が要介護状態に移行することを予防し、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるような支援策が必要となります。そのため、要介護状態にならないような効果的な介護予防事業に積極的に取り組むことが重要となっています。支援が必要となっても、身近な地域で生活を継続することができる高齢者サービスの充実を図り、地域住民との協働のもと高齢者を支援していく体制が求められています。</p> <p>また、高齢化の進展に伴い、介護需要はさらに上昇することが考えられ、要介護者に対するサービスは、介護保険を通じて事業者から提供されることから、利用者が数多くの選択肢からサービスを選べるよう、質の高い事業者の参入を促す必要があります。</p> <p>さらに、高齢化と核家族化の進展に伴い、一人暮らしや高齢者だけの世帯が増加しています。高齢者と地域社会の繋がりを保ち、地域で高齢者を支援していく仕組みが重要となっています。</p>					<p>・少子高齢化に代表される急激な社会構造や経済の変化、生活環境における人間関係の希薄化などを背景に、生きづらさを抱え、経済的にも困窮している人、いわゆる生活困窮者等が全国的に増加しており、本市においてもその傾向にあります。また、新たに、“ひきこもり”や“貧困の連鎖”といった課題も顕在化してきています。</p> <p>本市では、これまで、生活困窮者等への施策として、生活困窮者自立支援法や生活保護法に基づき、経済的困窮だけでなく、生活上の様々な困りごとや不安を抱えた人の相談をワンストップで受け付け、制度の適正運用を進め、事態が深刻化する前に適切な支援につなげるとともに、安定した生活の実現と自立の促進に取り組んできました。</p> <p>生活困窮等に至る要因は、複合的で、その課題が多分野に渡っています。このことから、その課題の解決には、行政機関だけでなく、専門的ケアを含め、様々な主体のかかわりが一層求められています。また、誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができる地域づくりの観点から、生活困窮者の受け皿となり、共に支えあえる“地域”の存在が重要となっています。</p> <p>これらを踏まえ、“ひきこもり”や“貧困の連鎖”といった新たな課題を含め、生活困窮者等の自立と安定した生活の実現に向けた施策の確かな実施を図るとともに、生活困窮者等を含めた誰もが、生活の様々な場面でつながりを持ちつつ、安心して生活を送ることができる地域づくりを進める必要があります。</p> <p>このため、潜在的な支援対象者の早期発見に努めつつ、支援を必要とする方の生活に寄り添った継続的・日常的な支援を行うとともに、多様なケースに対応するため、より実効性の高い関係機関との連携体制の構築に取り組みます。また、市民の理解と協力を得つつ協働して、生活困窮者等とともに暮らしやすい地域づくりを進めます。</p>					
現状グラフ内容		障害者福祉・地域福祉の現状				現状グラフ内容		生活困窮者支援の現状		
現状グラフ		生活保護自立推進率			変更あり	生活保護自立推進率 (就労年齢層(概ね15才~65才)のいる保護世帯のうち、就労等により自立(保護廃止)した世帯数の率)				
めざす姿		●生活保護世帯から、自立する世帯が増えています。			変更あり	●生活困窮者等の自立に向け、行政と関係機関、地域住民等が協働して支え合っています。				
成果指標・市民満足度と目標値		成果指標	生活保護自立推進率 (保護世帯数のうち就労等により自立(廃止)した世帯の率)	目標値(平成29年)	4.1%	成果指標	生活保護自立推進率 (就労年齢層(概ね15才~65才)のいる保護世帯のうち、就労等により自立(保護廃止)した世帯数の率)	現状(平成28年)	2.7%	
				平成28年度時点	1.8%			目標値(平成34年)	5.2%	
		市民満足度	地域福祉の推進	目標値(平成29年)	20%	市民満足度	障害者福祉・地域福祉の推進	現状(平成28年)	13.6%	
施策中項目	名称	取り組み内容			変更の有無	名称	取り組み内容			
	5 低所得者への支援	生活に困窮する人の相談体制を確保し、きめ細かな助言を行います。また、被保護世帯に対しては、生活状況を把握しつつ就労支援や社会参加等の自立支援を行い、被保護世帯の自立を図ります。			変更あり	1 生活困窮者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活に困窮する人や困窮するおそれのある人の相談をワンストップで受けけるとともに、潜在的な支援対象者の早期発見に努め、関係する機関等と連携してきめ細かな支援を行います。特に、貧困の連鎖を予防するため、支援対象世帯の子どもには将来の自立に向けた基礎能力の習得を支援します。 生活保護世帯に対しては、生活状況を把握しつつ就労支援や社会参加等の支援を行い自立を促進します。 こうした取組みをひとつの受け皿として、地域社会と連携し、“ひきこもり”などの新たな課題への対応を進めます。 			
	4 地域福祉の推進	福祉サービス利用に関する情報提供や相談体制の確保、要支援者に対するサービスの提供、要支援状態になることを防ぐための取り組みなどをはじめとして、地域福祉に関する活動への住民参加を促進します。			新規	2 支援への理解を深める取組みと支援ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者への支援のためには、行政機関のみならず、保健、医療、教育、福祉等の関係機関とともに、地域の民生・児童委員をはじめとする市民やボランティア団体などとの協働が必要不可欠です。特に、自ら声をあげられないような潜在的に支援を必要とする方への早期支援は、より重要となります。このため、支援制度への理解を深める取組みとして、あらゆる機会を捉え、制度や現状を丁寧に説明し、協働を働きかける取組みを進め、それぞれが生活困窮者を支える当事者意識を持った、横断的な支援のネットワークの形成に取り組みます。 			

協働による取り組み			取り組み内容		
			・行政と地域住民等の「協働」による生活困窮者支援の体制づくりを進め、生活困窮者にやさしい地域共生社会の実現を目指します。		
関連計画	計 画 名	計 画 期 間	概 要		
	本庄市地域福祉計画	平成31年度から平成35年度	本市の地域福祉の取り組みの方向性を示し、その推進を図るための計画		
	本庄市地域福祉活動計画	平成31年度から平成35年度	本庄市地域福祉計画の理念に基づき地域福祉の具体的な取り組みを行う本市社会福祉協議会による計画		
	本庄市障害者計画	平成30年度から平成35年度	障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画		
	本庄市障害福祉計画、本庄市障害児福祉計画	平成30年度から平成32年度	障害者計画中の生活支援に関わる事項のうちで、障害福祉サービスに関する具体的な取り組みを行う計画		
	本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成30年度から平成32年度	本庄市の介護保険の安定運営と保健福祉の充実を図るための計画		
	本庄市子ども・子育て支援事業計画	平成27年度から平成31年度	子ども・子育て支援法に基づき策定した5年を一期とする子育て支援サービスの確保方策等の計画		
(資料編) 主な事業一覧			変更の有無	事業名	事業概要
	⑩成年後見制度利用支援事業	後見などの開始の審判申し立て請求を支援し、判断能力が不十分な人の法律面や生活面を保護します。	新規	①生活困窮者自立支援の実施	生活に困窮する人や、困窮するおそれのある人の相談をワンストップで受けけるとともに、潜在的な支援対象者の早期に発見に努め、相談者に寄り添う自立相談支援や社会復帰を後押しする住居確保給付や就労準備支援、さらには、“貧困の連鎖”の予防のための学習支援など、地域と連携した積極的な支援に取り組みます。
	⑪社会福祉協議会運営補助事業	地域福祉活動事業など地域福祉の拠点としての役割を果たしている社会福祉協議会へ運営費の補助を行います。	新規	②生活保護制度の適正な運営	「必要な人に必要な保護」を基本として、市民の安心を守る、市民に信頼される制度運営のもと、被保護者の安定した生活の維持への支援や稼働能力のある被保護者の自立を促す就労支援、さらには、子どものいる世帯への養育・就学支援に取り組みます。
	⑫民生委員活動事業	地域住民の身近な相談者であり、障害のある人、高齢者、生活困窮者及び子育て世帯の支援活動を行っている民生委員・児童委員協議会の活動支援を推進します。	変更あり	③地域福祉の推進	本庄市地域福祉計画に基づき、市や関係機関、団体、地域住民が互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。
	⑬生活保護適正実施推進事業	生活保護を受給している人に対し、専門の支援員を配置し「教育・就労」の支援を行います。	削除		